

# 教職支援室便り（10月号）

令和5年10月13日（金）

文責：教職支援室 曽我文敏

☎0985-20-4808

## 教員採用選考試験（第二次試験）を終えての感想

昨年10月にスタートした、4年生との「教職特別講座」も、無事に終了しました。この間、貴重な時間を、学生の皆さんと共有することができました。私にとって、かけがえのない時間でした。また学生の皆さんにとっても、更なる教職への思いを高めた、大切な時間であったと確信しています。

なお、先月号に引き続き、学生の皆さんとの、第二次試験を終えての感想を紹介します。

### ＜第二次試験を終えての感想＞

二次試験を受験した感想としては、「演習しておいてよかったです」ということです。演習を毎日行ったおかげで、本番で緊張はありませんでした。本番では精一杯行うことができたと思います。試験後、特別講座を通じて演習を行ったことは、実りあるものであったと思いました。そして二次試験対策の講座は自主性であり、毎日続けると大変ではありますが、面接に関する質問や他の人の面接の受け答えから、自分が返答する際のヒントを得ることができますなど、とても充実していました。試験のための面接の演習というだけではなく、実践の場での対応の仕方を学ぶことができたと思いました。特別講座に参加したことは、大学生活の中で一番の思い出になりました。

まだ肌寒い頃から始まった教員採用試験特別講座は、遂に終わりを迎えました。夢に向かって努力するという行為は、皆ができるわけではないと思います。こうして最後まで走り続けたことを誇りに思います。そして、こうしてやり遂げられたのは曾我先生をはじめ、多くの方の支援があったからです。心から感謝すると共に、まさに理想の教師像であると尊敬しています。結果はどうあれ、この特別講座を通じて、自身の教育観は洗練され、教員としての資質能力は向上したと胸を張って言えます。現場で活かせる考え方やスキルを得たこの特別講座は、単なる試験対策ではなかったと確信しています。改めて参加して良かったと思います。長期間にわたり、心のこもった指導をしていただき、本当にありがとうございました。

10月から採用試験の直前まで、特別講座で大変お世話になりました。やはり一次試験前は、教育法規等を暗記するものではなく、自分のものにすることことができたことで、二次試験での面接で聞かれた際に、自分の言葉でしっかりとと言えた時に力をつけてきた成果を自分自身で実感しました。また、今まで特別講座で培ってきたことを試験のためのものだけではなく、実際に学校現場に立った時にぜひ活かし、生徒から教科面だけでなく、人としても信頼される先生になるために努力していきたいと思います。

昨年の10月から始まった特別講座、そして教員採用試験がすべて終わりました。半年ほど採用試験に向けて頑張ってきて、今はやり切ったという気持ちでいっぱいです。一次試験を終え、二次試験は面接や模擬授業など、今まで試験として受けてきたことのない内容ばかりだったので、対策時からとても不安が大きいものでした。だけど、特別講座を通じて、何度も練習を積み重ねてたくさんの先生方や友人からアドバイスをもらう過程で、少しずつ自信がついていったような感覚があります。そのような練習の積み重ねのおかげで、本番では過度に緊張しすぎることもなく取り組むことができたと思います。たくさんやってきた、という経験こそが自分にとって一番のお守りのようなものに感じられました。

まだ、最終的な結果はわかりませんが、どちらの結果にせよやはり自分にとって良い学びが得られたと思っているので、ここで学んだことは将来の自分のために生かせるだろうと信じています。

さて10月に入り、新たに「教職特別講座」の実施を検討しています。これまで同様、次年度、教員採用選考試験を受験する皆さんの中で、受講希望があれば、講座を開設し、積極的な支援に努めていきたいと考えています。10月17日（火）には、「教職特別講座」のオリエンテーションを行う予定です。

「教職特別講座」の目的、演習内容、演習計画、留意事項等を下欄に掲載します。

## 1 目的

教員採用選考試験に関する演習を、多面的・多角的に行い、誠実さに裏打ちされた姿勢を有する受講者が、試験合格に向けて自己啓発を図りながら、教員になるための基本的な知識や技能等を習得するとともに、教員としての資質・能力を高めることができる。

## 2 演習内容

### （1）教職教養

#### ① 教育法規

- ・日本国憲法、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方公務員法、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法、児童虐待の防止等に関する法律、発達障害者支援法、いじめ防止対策推進法、児童福祉法、児童の権利に関する条約、障害者基本法、障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、学校保健安全法、学校給食法、食育基本法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、著作権法、学校図書館法 等

#### ② 答申・通知・報告及び教育原理等

- ・教育課程、教育振興基本計画、学習指導要領、道徳教育、人権教育、インクルーシブ教育、特別支援教育、キャリア教育・職業教育、体罰、生徒指導提要、教員の資質・能力、いじめ・不登校問題、チームとしての学校、性同一性障害、コミュニティースクール、教育心理、教育史、学習評価 等

#### ③ 学校教育の問題・課題に関する討論

### （2）専門教養

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、各校種の専門的知識に関すること 等

### （3）実践演習等（主に二次試験対策）

個人面接、集団面接、グループワーク、集団討論、場面指導、模擬授業、小論文等の演習

### （4）各種文書等の作成

受験願書、自己申告書、自己PR書、自己紹介書、調査書等の作成

### 3 演習計画

- (1) 10月～1月
  - ・「上記2(1)」を中心に、週1コマ演習を行います。(火曜日3限)
- (2) 2月～6月中旬
  - ・「上記2(1)(2)(4)」を中心に、週2～3コマ演習を行います。  
(火曜日2限、木曜日2限等)
- (3) 6月中旬～8月下旬
  - ・二次試験対策「上記2(3)(4)」を中心に、別途計画（夏季特別講座）により演習を行います。

### 4 留意事項等

#### <受講する上での前提条件>

- 「1 目的」にある、「誠実さに裏打ちされた姿勢を有する受講者」の意味を理解して受講してください。
- 「報告・連絡・相談」に努めるようお願いします。

- (1) 自己の目標をしっかりとつこと。課題意識をもつことが大切です。
- (2) 特別講座は、大切な授業の1コマで行います。その趣旨を理解し、正規の授業と同じ取組をお願いします。
- (3) やむを得ない事情以外の欠席については、厳に慎んでください。
- (4) 特別講座で提示された課題は、次回までに必ず取り組んでください。
- (5) 特別講座の演習だけではなく、自主的な取組も重要です。教職支援室には、各自治体の過去の問題集もありますので、積極的に活用してください。
- (6) 受験する自治体についての情報は、各自細かく調べておくこと。本年度実施の一次試験、二次試験の傾向、内容、配点、倍率、加点等について、可能な限り調べておくこと。
- (7) 複数の自治体を受験することも可能です。事前に、熟考してください。
- (8) 英語力向上に努めてください。少しでも上級の資格をめざして、資格試験等に積極的に取り組んでください。
- (9) 専門教養についても、各自取り組んでいくようにしてください。
- (10) 全国模擬試験が、1月と4月に実施されます。積極的に活用してください。
- (11) 進路変更等がある場合は、遠慮なく相談してください。
- (12) 留学予定の人は、事前に特別講座終了日を連絡してください。

## 前期教職支援室活用者数「延べ410名」

本年度、前期（9月末まで）の教職支援室の活用者数は、電話やメール等も含めて、「延べ410名」でした。心から感謝いたします。

相談者の多くは学生の皆さんですが、中には、卒業生や学校現場の先生方もおられます。学習指導や生徒指導をはじめとする、学校現場の問題や課題は、年々増えているように感じます。今後も本学の「地域貢献」の方針を踏まえ、相談者の方々のニーズに応じて、幅広く支援に取り組んでいきたいと思います。後期の活用も、どうぞよろしくお願ひいたします。



# 道徳の教科化に思う！（シリーズ77）

平成29年の6月号から、「道徳の教科化に思う」をテーマに、道徳授業の本質的な在り方等について連載しています。

今回は、「道徳科における評価を考える」をテーマに、その2として「道徳科の特質を踏まえた評価、3つの資質・能力と道徳科の目標（道徳科の評価）」について掲載します。

## ◇ 道徳科の特質を踏まえた評価

道徳科の特質を踏まえた授業を行うことが、充実した評価を可能にすることから、今回の学習指導要領の改訂では、道徳科の特質が学習活動として具体的に示されている。

### <道徳科の特質>

道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考え方を深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていくこと。

（ ）・・・中学校

- ① 道徳的価値についての理解を基にすること。  
価値理解、人間理解、他者理解を深めていくようとする。
- ② 自己を見つめること。  
自分との関わりの中で、道徳的価値の理解を深める。
- ③ 物事を多面的・多角的に考えること。  
物事を多様な側面から、角度から思考し、道徳的価値の理解を深める。
- ④ 自己（人間として）の生き方についての考え方を深めること。  
①～③を踏まえ、これまでの自分を振り返り、今の自分を認め、これからの生き方を考える。

この一連の学習活動を行うことが重要であり、道徳科の評価を行う上で、①～④は、重要な留意点となるものである。

ここで、道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議報告（平成28年7月）において示された、評価の留意点について確認しておきたい。

- 数値による評価ではなく、記述式とする。
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とする。
- 児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う。
- 学習活動において、児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を、自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- 道徳科の学習活動における児童生徒の取組状況を、一定のまとまりの中で見て取る。

以上のこと整理すると、次のア～オの事項に留意して評価を行うことが、適切であると考える。

- ア 学習状況の評価
- イ 道徳性に係る成長の様子の評価
- ウ 個人内評価
- エ 自分との関わり、多面的・多角的な思考についての評価
- オ 大くくりなまとまりを踏まえた評価

## ◇ 3つの資質・能力と道徳科の目標（道徳科の評価）

学習指導要領では、今後どのような資質・能力の育成を目指すかについて、「①知識及び技能が習得されるようにすること、②思考力、判断力、表現力等を育成すること、③学びに向かう力、人間性等を涵養すること」の3つが示されている。

この3つの資質・能力と道徳科の目標の関連について整理してみる。

「①知識及び技能が習得されるようにすること」

### ＜道徳科の目標＞

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

「②思考力、判断力、表現力等を育成すること」

### ＜道徳科の目標＞

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

「③学びに向かう力、人間性等を涵養すること」

### ＜道徳科の目標＞

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

このように、道徳科の目標を、3つの資質・能力に明確に分けることはできないものの、それぞれ下線部が関連すると考えられる。しかし、道徳性を養うこと目標とする道徳科の特質から、道徳科では、他教科と異なり、「知識・技能」、「思考、判断、表現」などに分けて、観点別に評価することは適切ではない、可能ではない。